

第1章

計画の位置づけ

1. 地域福祉とは

地域福祉とは、地域で誰もがその人らしく、安心していきいきとした生活を送れるよう、地域住民や地域、行政等がお互いに協力して「暮らしやすい地域づくり」を進めるものです。

2. 計画策定の背景

社会の変化に伴い少子高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響によってさまざまな分野の課題が絡み合い「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

そのため、これからは介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、課題を個人単位ではなく世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

また、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、福祉の各分野における相談を包括的に支援する必要があります。

桶川市では地域社会のふれあいの中で、共に支え合い、いきいきとした生活を送ることができるまちを目指し、市が、市民や社会福祉協議会等の関係機関と協力しながら、地域で互いに助けあい、支えあう仕組みづくりを共に考え進めていくために「桶川市地域福祉計画」を策定し、これまで進めてまいりました。

3. 計画の法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。平成30年(2018年)4月に施行された改正社会福祉法では、「包括的な支援体制の整備に関する事項」が計画に盛り込まれました。

さらに、令和3年(2021年)4月に施行された改正社会福祉法では、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的な支援体制を整備することとされました。

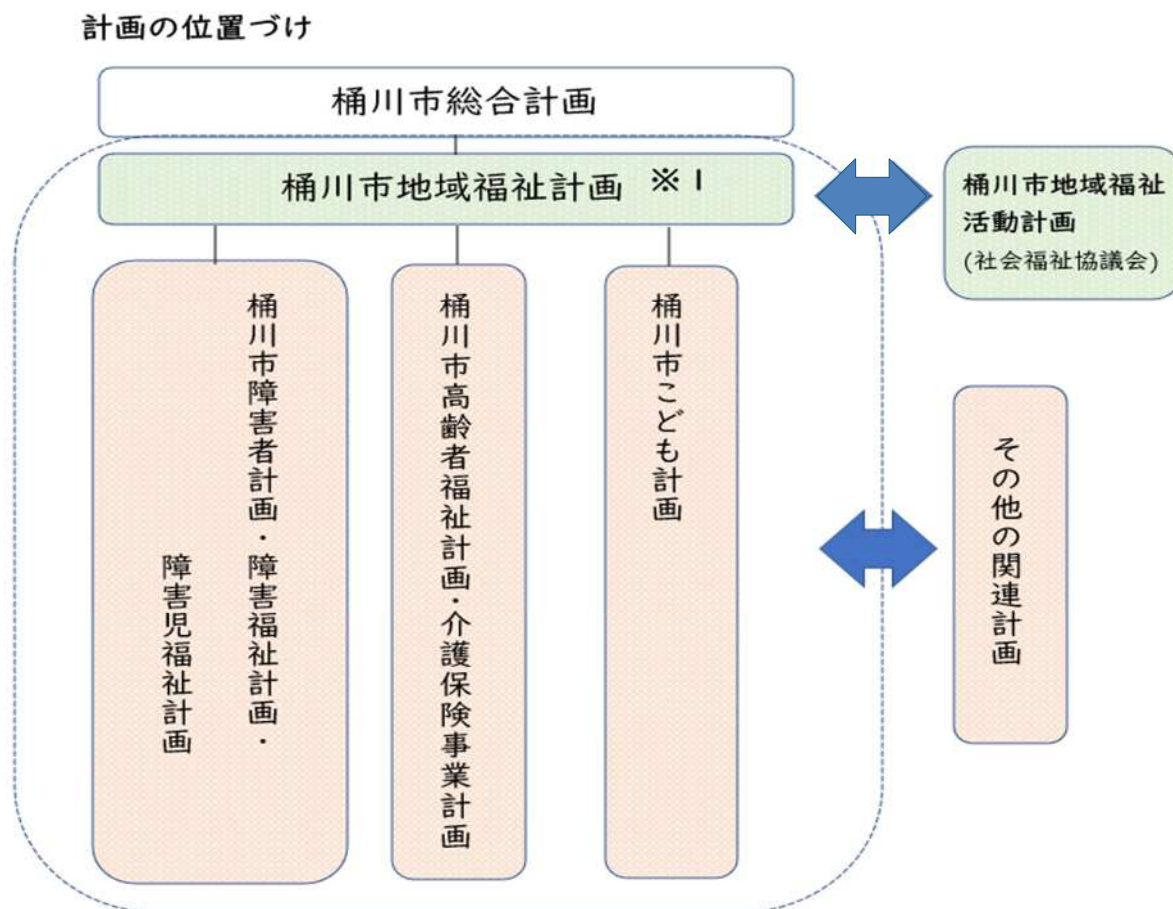
4. 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条が定める市町村地域福祉計画として位置づけられています。また、本計画は、桶川市総合計画を上位計画とした計画であり、本市における地域福祉推進の基本的指針となるものです。

本計画は、保健福祉分野のうち、個別計画である「桶川市高齢者福祉計画」・「桶川市介護保険事業計画」、「桶川市障害者計画」・「桶川市障害福祉計画」・「桶川市障害児福祉計画」、「桶川市こども計画」の上位計画と位置づけられることとなりました。したがって、福祉分野の計画を包括する形で、全ての市民を対象に、地域における福祉を推進するための「福祉の総合計画」として位置づけられています。

また、関連する「桶川市地域福祉活動計画」及び「その他関連計画」と連携を図り、地域福祉を推進していきます。

※「地域福祉活動計画」とは、市民・活動団体等により民間福祉活動を推進していくための実施計画で、桶川市社会福祉協議会が策定しているものです。



※1 「成年後見制度利用促進基本計画」（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定）、「再犯防止推進計画」（再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定）は地域福祉計画と一体的に策定します。

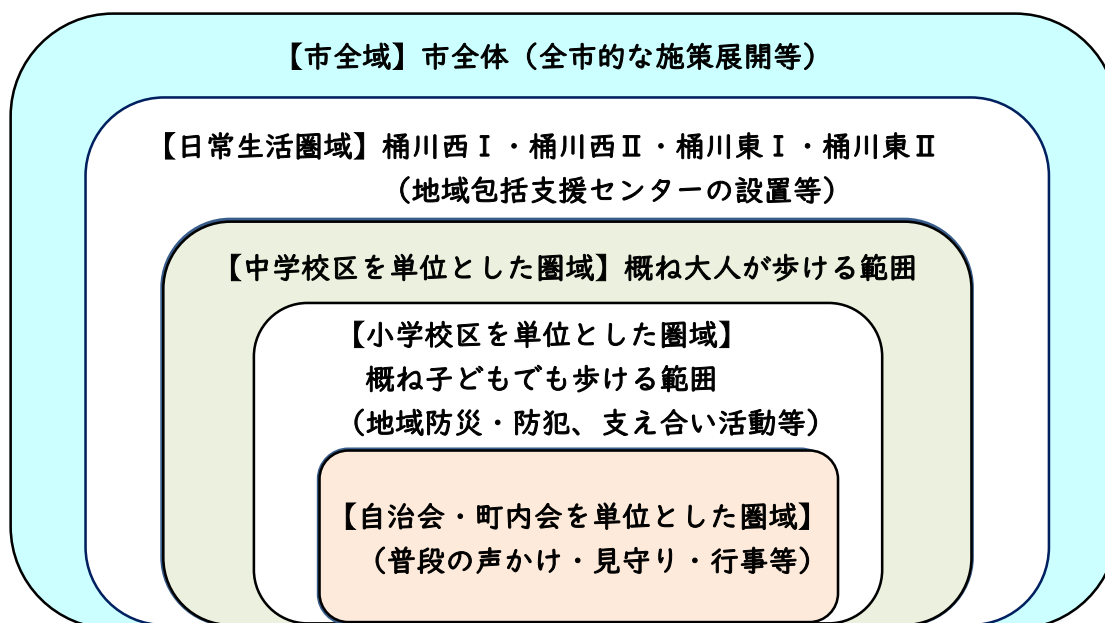
5. 圏域の設定

(1) 地域福祉における「圏域」

地域福祉を推進するには、地域に暮らす住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ発見しにくい課題に取り組むことになります。したがって、地域の生活課題を発見するためには、お互いに顔の見える環境づくりが必要であり、それができるような範囲を地域福祉の圏域ととらえます。

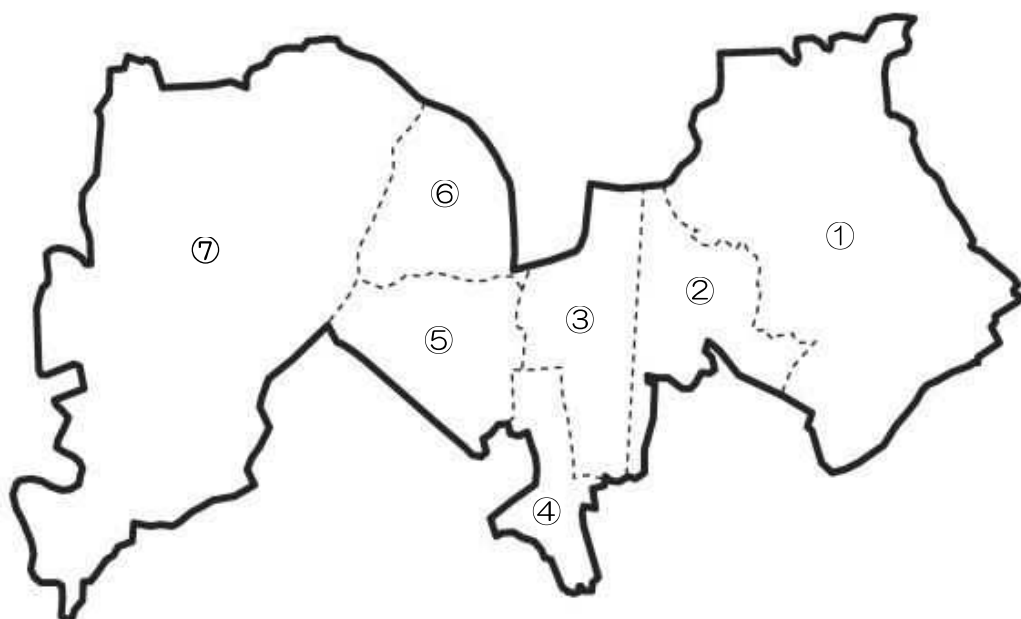
(2) 圏域設定の考え方

現状で最も身近で小さな圏域の単位としては、「自治会・町内会」の区域となっています。また、それよりも大きな圏域では、「小学校区」、「中学校区」、「日常生活圏域（※）」、「市全域」に大別されます。この計画では、「小学校区」を圏域の基本として、地域の生活課題に対応する圏域を設定します。



※「日常生活圏域」とは、特に高齢者の地域生活に関わる圏域で、市町村介護保険事業計画において定義づけられています。住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める範囲のことです。

(3) 地域福祉計画で設定する圏域【小学校区】



【市内小学校一覧】

小学校名		所在地
①	加納小学校	桶川市坂田 883
②	桶川東小学校	桶川市坂田西 1-7-1
③	桶川小学校	桶川市西 1-4-27
④	朝日小学校	桶川市朝日 2-18-1
⑤	桶川西小学校	桶川市下日出谷 836-1
⑥	日出谷小学校	桶川市上日出谷 885
⑦	川田谷小学校	桶川市川田谷 4213

6. 計画の期間

この計画は、桶川市総合計画及び福祉分野の個別計画との整合性を図り、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年計画となっています。

中間の令和11年度（2029年度）で、社会情勢の変化・他計画の計画策定状況及び進行状況等も踏まえて計画の見直しを行う予定です。

また、他計画の計画期間等は下表のとおりです。（進行管理については、第5章に掲載）

<計画の期間>

計画/年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
総合計画	(前期基本計画) 桶川市 第六次総合計画			(後期基本計画) 桶川市 第六次総合計画					(次期計画) -----→			
地域福祉計画	(前期) 桶川市地域福祉計画			中間 見直し	(後期) 桶川市地域福祉計画							
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第10期桶川市 高齢者福祉計画 第9期桶川市 介護保険事業計画		第11期桶川市 高齢者福祉計画 第10期桶川市 介護保険事業計画			第12期桶川市 高齢者福祉計画 第11期桶川市 介護保険事業計画			(次期計画) -----→			
こども計画	桶川市こども計画					(次期計画)					-----→	
障害者計画	第6次桶川市障害者計画					(次期計画)					-----→	
障害福祉計画 障害児福祉計画	第7次桶川市 障害者計画 第3期桶川市 障害福祉計画		第8次桶川市 障害者計画 第4期桶川市 障害福祉計画			第9次桶川市 障害者計画 第5期桶川市 障害福祉計画			(次期計画) -----→			
地域福祉活動計画	第6期桶川市 地域福祉活動計画			第7期 桶川市 地域福祉活動計画					(次期計画) -----→			

7. 計画の策定体制

●桶川市地域福祉計画推進委員会

計画の推進にあたり、学識経験者や市内の福祉関係者、公募による委員など様々な方からの意見を反映させるため、桶川市地域福祉計画推進委員会を組織して、地域福祉の推進にあたりました。

(資料編P.63参照)

●桶川市地域福祉計画庁内検討委員会

庁内関係部署の職員から構成され、本市の地域福祉計画の策定に関して必要な調査・研究及び庁内の連絡調整を行いました。

(資料編P.66参照)

●桶川市地域福祉計画策定委員会

計画の策定にあたり、学識経験者や市内の福祉関係者、公募による委員など様々な方からの意見を反映させるため、桶川市地域福祉計画策定委員会を組織して、地域福祉の推進にあたりました。

(資料編P.64参照)

●市民の意識調査

計画の策定にあたり、地域福祉の推進に向けた現状把握、課題抽出及び施策検討のための基礎資料とすることを目的に、市民の意識調査を実施しました。

(資料編P.67～P.81参照)

●パブリック・コメント

令和6年（2024年）12月18日から令和7年（2025年）1月17日にかけて実施しました。

